

固定資産勘定科目について

1 . 審議理由

高速道路事業に係る資産区分は、事業主体が 6 会社と 1 独立行政法人に及ぶことから、統一した区分の名称、内容とする必要がある。

2 . 基本的考え方

- ・道路関係四公団から提出された固定資産の明細表をベースとして、他の事業会計規則、特に資産の類似性のある鉄道事業会計規則を参考として検討した。その結果、資産区分を「款・項・目・節」の 4 区分とし、「款・項」を貸借対照表表示項目とした。

【機構】

- ・「款」は、一般的な企業会計に準じて、「有形固定資産」、「減価償却累計額（貸方）」、「無形固定資産」に区分する。
- ・「項」も、一般的な企業会計に準じて、「有形固定資産」を「建物」、「構築物」、「機械装置」、「車両運搬具」、「工具器具備品」、「土地」、「建設仮勘定」に区分し、「無形固定資産」を「借地権」、「その他」に区分する。
- ・「目」は、用途別の分類を基本とし、「節」は「目」の分類では大括りとなる場合において、その詳細な資産区分を行うこととする。
例) (目) 土工、(節) 切土、盛土
- ・なお、鉄道施設については、鉄道事業会計規則に準じている。

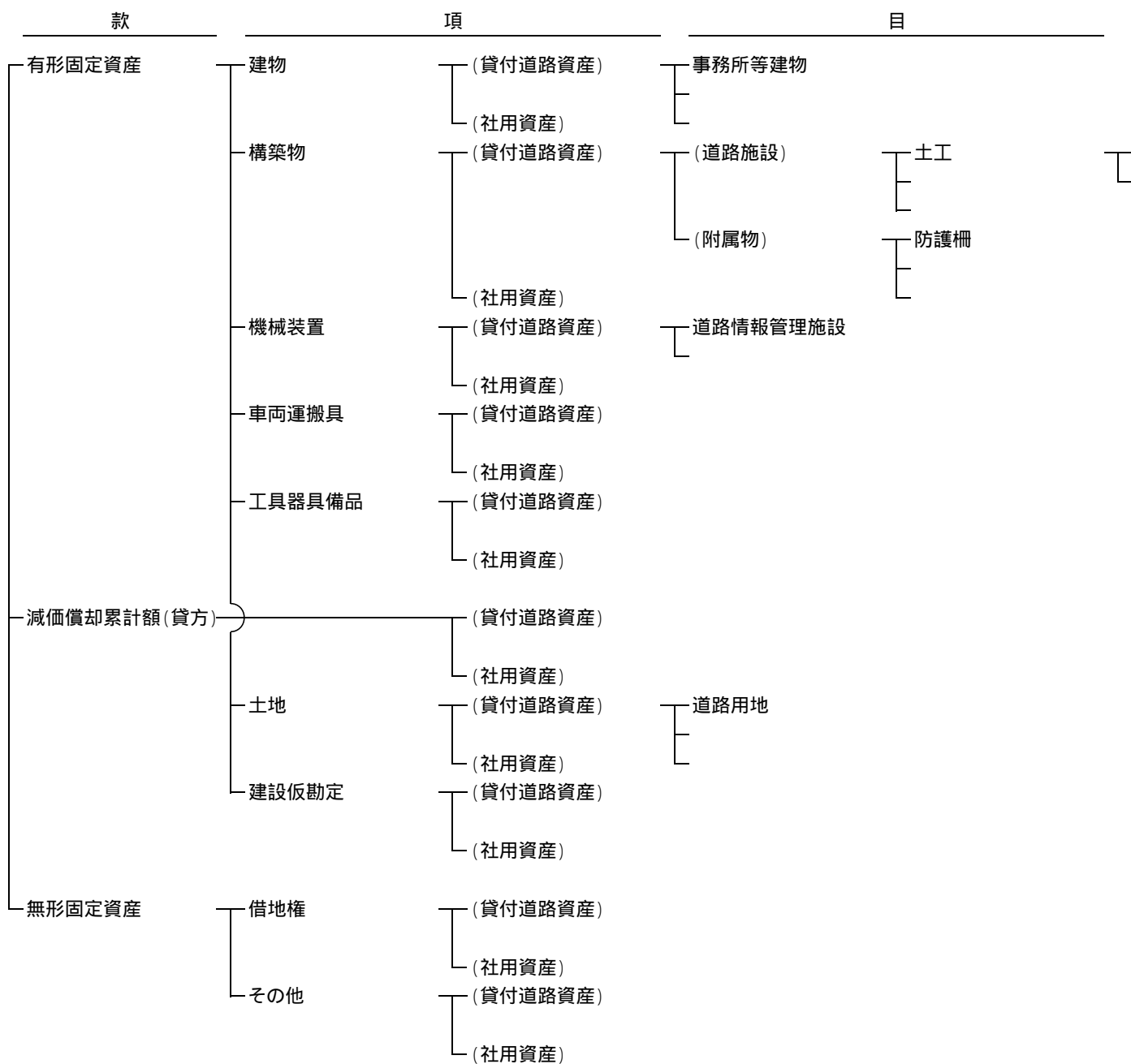
【会社】

- ・「款」は、まず、「(高速道路事業固定資産)」、「(何々事業固定資産)」、「事業共用資産」に区分し、その上で、一般的な企業会計に準じて、「有形固定資産」、「減価償却累計額（貸方）」、「無形固定資産」に区分する。
- ・「項」も、一般的な企業会計に準じて、「有形固定資産」を「建物」、「構築物」、「機械装置」、「車両運搬具」、「工具器具備品」、「土地」、「建設仮勘定」に区分する。「無形固定資産」については、必要に応じて区分して整理することとする。
- ・「目」は、用途別の分類を基本とし、「節」は「目」の分類では大括りとなる場合において、その詳細な資産区分を行うこととする。
例) (目) 料金徴収施設、(節) ETC 施設、その他施設

会社

款	項	目		
(高速道路事業固定資産)	有形固定資産	建物	事務所用建物	
		構築物	料金徴収施設	
		機械装置	料金徴収施設	
		車両運搬具	自動車	
		工具器具備品		
		減価償却累計額(貸方)		
	無形固定資産	土地	事務所用地	
		建物仮勘定		
	(何々事業固定資産)	有形固定資産	建物	
			構築物	
機械装置				
車両運搬具				
工具器具備品				
減価償却累計額(貸方)				
無形固定資産		土地		
		建物仮勘定		
(各事業供用固定資産)		有形固定資産	建物	
			構築物	
	機械装置			
	車両運搬具			
	工具器具備品			
	減価償却累計額(貸方)			
	無形固定資産	土地		
		建物仮勘定		

機構 - 道路事業



「()」は貸借対照表には表示しない。

勘定科目案(固定資産)

(機構 - 道路事業)

款	項	目	節	摘要
有形固定資産				
	建物			建物に付随する電気設備、暖房設備、冷房設備、通風設備、昇降機設備、給排水設備、衛生設備等の附属設備を含む(附属設備については、本体と区分して整理することができる。)
	(貸付道路資産)	事務所等建物		管理の用に供する建物
		道路用建物		道路事業における便所、換気所や排水ポンプ所等の設備を収容するための建物
		電気室・通信機械室用建物		電気室及び通信機械室の用に供する建物
		車庫用・格納庫用建物		車庫及び格納庫の用に供する建物
		雑建物		他の科目に属さない建物
	(社用資産)	事務所等建物		事務所、倉庫等の建物
	構築物			
	(貸付道路資産)	(道路施設)		
		土工	切土	
			盛土	軟弱地質対策工を含む
		のり面工・斜面安定工		
		排水工		
		擁壁工		護岸、岸壁を含む
		カルバート工・共同溝		

(注)前提:分類は「承継資産の分類と評価の考え方」に沿って行っている。

実際の承継先は、民営化法に基づく実施計画において定める(施行法第15条第1項)。

款	項	目	節	摘要
		掘割構造		
		トンネル		
		舗装		表層、基層、路盤
		橋梁(長大橋)		耐用年数が100年のもの
			上部工(鋼)	
			床版工(鋼)	
			下部工(鋼)	
			基礎工(鉄骨・鉄筋)	
			下部工(鉄骨・鉄筋)	
			その他	ハンガーロープ、伸縮装置、支承その他
		橋梁・高架橋		長大橋以外のものをいう
			上部工(鋼)	
			上部工(鉄骨・鉄筋)	
			床版工(鋼)	
			下部工(鋼)	
			下部工(鉄骨・鉄筋)	
			基礎工(鉄骨・鉄筋)	
			下部工(鉄骨・鉄筋)	
			その他	
		遮音壁等		遮音壁、遮音対策施設等
		樹木等		路傍植栽、中央分離帯植栽、その他の植栽を含む
		非常用施設		通報警報設備、消火設備、避難誘導設備、その他設備を含む
		その他道路施設		
		(附属物)		
		防護柵		
		道路照明施設		トンネル照明設備を含む
		道路標識		
		道路情報管理		

款	項	目	節	摘要
		施設		
		防雪・防砂施設		雪氷対策施設を含む
		駐車場施設		一般の車両の用に供する駐車場
		その他附属物		
	(社用資産)			土地に定着した土木設備、工作物
	機械装置			
	(貸付道路資産)	道路情報管理施設		
		電源設備		受配電設備、自家発電用設備等
		その他		他の科目に属さない機械設備
	(社用資産)			機械装置及びその附属設備
	車両運搬具			
	(貸付道路資産)	自動車		乗用車、貨物自動車等
	(社用資産)			乗用車、トラック等の運搬具
	工具器具備品			工具・器具・備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上もの
	(貸付道路資産)			
	(社用資産)			
減価償却累計額(貸方)				(各固定資産の区分に応じて整理する)
	(貸付道路資産)			貸付道路資産に対する減価償却累計額
	(社用資産)			社用資産に対する減価償却累計額
	土地			
	(貸付道路資産)	道路用地		高速道路の用に供する土地
		車庫・倉庫用地		車庫及び倉庫の用に供する土地
		事務所用地		管理事務所の用に供する土地

款	項	目	節	摘要
		雑用地		他の科目に属さない土地
	(社用資産)	事務所等用地		事務所、倉庫等の土地
	建設仮勘定			
	(貸付道路資産)			貸付道路固定資産の取得に際し発生した原価で、事業の用に供するまでのもの
	(社用資産)			社用資産の取得に際し発生した原価で、事業の用に供するまでのもの
無形固定資産				
	借地権			地上権を含む
	(貸付道路資産)			道路資産に係わる借地権
	(社用資産)			社用資産に係わる借地権
	その他			ソフトウェア、施設利用権(電話施設、電気供給施設、ガス供給施設等)、権利金等(必要に応じて区分して整理することができる。)

勘定科目案(固定資産)

(機構 - 鉄道事業)

款	項	目	節	摘要
有形固定資産				
	建物			建物に付随する電気設備、暖房設備、冷房設備、通風設備、昇降機設備、給排水設備、衛生設備等の附属設備を含む(附属設備については、本体と区分して整理することができる。)
	(貸付鉄道資産)	停車場建物		本屋(本社建物と兼用のものは本屋の専用とすることができる。)、プラットホーム上屋、貨物上屋、信号場、待合所、便所等
		雑建物		他の科目に属さない建物
	(社用資産)			事務所、倉庫等の建物
	構築物			
	(貸付鉄道資産)	(線路設備)		
		軌道		
			レール及び附属品	レール及び継目版、犬くぎ、止めくぎ、タイプレート、アンチクリーパ等
			分岐器	各種分岐器類
			まくら木	並まくら木、橋まくら木及び分岐まくら木
			道床	コンクリート道床及びスラブ軌道(レールを除く。)を含む。
			舗装	軌道面の舗装(踏切道の舗装を除く。)
			諸標・車止め	距離標、こう配標、曲線標、速度制限標、汽笛吹鳴標、車両停止標識、車止め標識等及び各種車止め
		土工		
			線路切取	素掘側溝、芝付け等を含む。
			線路築堤	素掘側溝、地ならし、芝付け及び踏切道の取付盛土、地ならし等を含

(注)前提:分類は「承継資産の分類と評価の考え方」に沿って行っている。

実際の承継先は、民営化法に基づく実施計画において定める(施行法第15条第1項)。

款	項	目	節	摘要
				む。
			川道付替	川、溝及び道路の付替工事費
			土留め	土留壁(袖石垣及び翼壁を含む。)、土留擁壁、張石等
		橋りょう		こ線道路橋及びこ線水路橋を含む(こ線道路橋がある場合には、節の区分を更にこ線道路橋とその他の橋りょうに区分して整理する。)
			鉄骨造り	橋けたが鉄骨造りの橋りょう
			鉄筋コンクリート造り	橋けたが鉄筋コンクリート造りの橋りょう
			……	
		高架橋		高架橋には高欄及び排水といを含み、河川、水路、道路、鉄道、軌道その他これらに類するものを横断するためにのみ建設された橋りょうを除く。
			鉄骨造り	橋けたが鉄骨造りの橋りょう
			鉄筋コンクリート造り	橋けたが鉄筋コンクリート造りの橋りょう
		排水設備		伏せび(線路下を横断する暗きよ、管及びサイフォン並びに架ひ)、下水きよ(線路下を横断する開きよ)及び排水溝(線路側溝、縦下水等)
		機械保安設備		
			機械信号機	機械信号機及び連動装置(機械連動機、集中てこ、鉄管設備、転てつ転換鎖錠装置等)
			諸設備	おもり付転換機、転てつ器標識、信号反応器等
		線路諸設備		
			踏切道	舗装、護輪器、踏切遮断機(動力遮断機を除く。)、警標、附帯のさくがき等
			防護設備	防雪設備、防土砂設備、防風設備、護岸設備等(さく、くい、おおい、擁壁、築堤等)

款	項	目	節	摘要
			さくがき	用地境界くいを含む。
			雑設備	他の科目に属さない線路設備
		(停車場設備)		
		転車台、遷車台		転車台、遷車台及び計重台(動力設備を含む。)
		検車洗淨設備		検査坑、洗淨台、洗淨床、給排水設備
		プラットホーム・積卸し場		擁壁、盛土、舗装、階段等(線路横断部分及び貨物通路の舗装を含む。)
		地下道		基礎、けた、く体、舗装、階段、手すり、排水ためます等
		雑設備		駅名標、案内標、広告設備、駅前広場舗装等
		(電路設備)		
		通信線		通信設備に関する電線、ケーブル等で建物の引込口までの電線類及びその附属設備
		電話線		電話機、室内配線、保安器等
		電気時計		親時計、子時計、配電盤、配線等
		拡声装置		増幅器、室内配線、操縦器、レコードプレーヤー、マイクロホン、スピーカ、トークバック、インターホン等
		通信諸設備		風速計、報知機、合図ベル等
		信号機		信号配線に用いられる電線、ケーブル、停車場間に施設する閉そく用の電線、ケーブル、開閉装置、避雷器、保護設備等
		閉そく装置		通票閉そく装置(保安器及び室内配線を含む。)
		電気信号機		手動信号機、自動信号機、半自動信号機(継電器類、電源装置等を含む。)、入換標識及び車内警報用装置
		連動機		電動連動器、電空連動器、電気機連動器、継電連動器、卓上でこ、トロリーコンタクタ等
		転てつ器		電気鎖錠器、回路制御器、配線等を

款	項	目	節	摘要
				含む。
		踏切保安装置		踏切警報機、動力遮断機、踏切支障報知装置、列車接近表示器等
		自動列車停止装置		
		自動列車制御装置		
		自動列車運転装置		
		列車集中制御装置		
		自動列車進路制御装置		自動列車運行制御装置(P.T.C)及び総合列車制御装置(T.T.C.)を含む。
		電気保安諸設備		連動空気圧縮機、気送管設備、開閉器、諸配線、信号反応器、各合図器及び標識等
		送電線		発電所相互間の送電線、送電ケーブル、開閉装置、避雷器、保護施設等
		配電線		駅構内、建物等の電灯、動力及び信号設備の引込線に至る配電線、配電ケーブル、開閉装置、避雷装置、保護設備等
		き電線		変電所(電力融通を受ける場合のその受電箇所を含む。)から電車線又はサードレールに至る送電線、送電ケーブル、開閉装置、避雷装置、保護設備等(負き電線を含む。)
		電車線		電車に電気を供給する架空電線、ちよう架線、架線材料、張力自動調整装置、区分開閉装置、避雷器、保護設備等
		サードレール		電車に電気を供給する接触レール、ボンド、接続ケーブル、敷設材料、開閉器等
		帰線ボンド		走行レール間を接続するボンド、インピーダンスボンド、レール絶縁装置、

款	項	目	節	摘要
				補助帰線等
		電灯電直線		引込線、引下線及び構内配線の電線、ケーブル、開閉器、避雷装置、保護設備等
		電力線諸設備		配電用変圧器、照明設備、電力設備(送風機、ポンプ等)、配電盤(メーターを含む。)、開閉器類、保護設備等
		支持物		
			鉄柱・コンクリート柱	電柱(基礎、接地装置、根かせ及びバンドを含む。)、支線及びビーム
			木柱	電柱(かさ金及び根かせを含む。)及び支線
			その他の支持物	腕木、腕金、がいし、ビーム(木柱に係るものに限る。)、トラフ等
		(諸構築物)		線路設備、停車場設備及び電路設備以外の構築物(緑地等の環境施設を含む。以下雑建築物まで同じ。)
		変電所構築物		変電所の用に供する構築物
		雑構築物		他の科目に属さない構築物
	(社用資産)			土地に定着した土木設備、工作物
	機械装置			
	(貸付鉄道資産)	変電所機械		変電所に係る機械装置
		通信機械		
			交換設備	電話交換機(電源装置及び附属一式を含む。)
			無線設備	無線通信装置及び列車無線電話装置(電源装置及び附属一式を含む。)
			搬送設備	搬送通信装置(指令電話呼出装置、電源装置及び附属一式を含む。)
			諸設備	電子応用装置等
		停車場機械		クレーン、エレベータ、コンベア、自動出改札装置等
		雑機械		他の科目に属さない機械装置
	(社用資産)			機械装置及びその附属設備

款	項	目	節	摘要
	車両運搬具			乗用車、トラック等の運搬具
	(貸付鉄道資産)			
	(社用資産)			
	工具・器具・備品			耐用年数1年以上の工具、器具及び備品で取得価格が一個若しくは一組につき相当価格以上のもの
	(貸付鉄道資産)			
	(社用資産)			
減価償却累計額(貸方)				(固定資産の区分に応じて整理する)
	(貸付鉄道資産)			貸付鉄道施設資産に対する減価償却累計額
	(社用資産)			社用固定資産に対する減価償却累計額
	土地			
	(貸付鉄道資産)			線路敷の用に供する土地及び停車場の用に供する土地
		線路、停車場用地		変電所の用に供する土地
		変電所用地		車庫及び修理工場の用に供する土地
		雑用地		他の科目に属さない土地
	(社用資産)			事務所、倉庫等の土地
	建設仮勘定			
	(貸付鉄道資産)			貸付鉄道施設固定資産の取得に際し発生した原価で、事業の用に供するまでのもの
	(社用資産)			社用固定資産の取得に際し発生した原価で、事業の用に供するまでのもの
無形固定資産				

款	項	目	節	摘要
	借地権			地上権を含む
	(貸付鉄道資産)			
	(社用資産)			
	その他			施設利用権(電話施設、電気供給施設、ガス供給施設等)、権利金等(必要に応じて区分して整理することができる。)
	(貸付鉄道資産)			
	(社用資産)			

勘定科目案(固定資産)

(会社)

款	項	目	節	摘要
(高速道路事業固定資産)				
有形固定資産				
	建物			建物に付随する電気設備、暖房設備、冷房設備、通風設備、昇降機設備、給排水設備、衛生設備等の附属設備を含む(附属設備については、本体と区分して整理することができる。)
		事務所用建物		工事事務所等の用に供する建物
		その他建物		他の科目に属さない建物
	構築物			
		料金徴収施設	ETC 施設	ETC 門型柱、ETC 支柱、ETC 路側無線装置(空中線)、電波吸収体等
			その他施設	トールゲート上屋、トールブース等
		その他構築物		
	機械装置			
		料金徴収施設	ETC 施設	ETC 設備
			その他施設	
		電源設備		受配電設備、自家発電設備、直流電源設備、無停電設備等
		その他機械装置		他の科目に属さない機械設備
	車両運搬具			
		自動車		乗用車、貨物自動車等
		特殊自動車		散水車、除雪車、タンク車等
		雑車両		他の科目に属さない車両運搬具
	工具器具備品			工具・器具・備品で耐用年数が1年

(注)前提:分類は「承継資産の分類と評価の考え方」に従って行っている。

実際の承継先は、民営化法に基づく実施計画において定める(施行法第15条第1項)。

款	項	目	節	摘要
				以上かつ取得価額が相当額以上のもの
減価償却累計額(貸方)				有形固定資産に対する減価償却累計額(各固定資産の区分に応じて整理する)
	土地			
		事務所在地		工事事務所、営業所及び出張所の用に供する土地
		その他		他の科目に属さない土地
	建設仮勘定			高速道路事業固定資産の取得に際し発生した原価で、事業の用に供するまでのもの
無形固定資産				借地権(地上権を含む。)、ソフトウェア、電話加入権、営業権等(必要に応じて区分して整理することができる。)
(何々事業固定資産)				
有形固定資産				
	建物			建物に付随する電気設備、暖房設備、冷房設備、通風設備、昇降機設備、給排水設備、衛生設備等の附属設備を含む(附属設備については、本体と区分して整理することができる。)
	構築物			
	機械装置			
	車両運搬具			

款	項	目	節	摘要
	工具器具備品			工具・器具・備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上のもの
減価償却累計額(貸方)				有形固定資産に対する減価償却累計額(各固定資産の区分に応じて整理する)
	土地			
	建設仮勘定			固定資産の取得に際し発生した原価で、事業の用に供するまでのもの
無形固定資産				借地権(地上権を含む。)、ソフトウェア、電話加入権、営業権等(必要に応じて区分して整理することができる。)
(各事業共用固定資産)				
有形固定資産				
	建物			本社、支社局等の用に供する建物 建物に付随する電気設備、暖房設備、冷房設備、通風設備、昇降機設備、給排水設備、衛生設備等の附属設備を含む(附属設備については、本体と区分して整理することができる。)
		事務所用建物		本社、支社局等の用に供する建物
		社宅、寮用建物		社宅及び寮の用に供する建物
	構築物			
	機械装置			
	車両運搬具			
	工具器具備品			工具・器具・備品で耐用年数が1年以上かつ取得価額が相当額以上のもの

款	項	目	節	摘要
				もの
減価償却累計額(貸方)				有形固定資産に対する減価償却累計額(各固定資産の区分に応じて整理する)
	土地			
		事務所用地		本社、支社局等の用に供する土地
		社宅、寮用地		社宅及び寮の用に供する土地
		その他		他の科目に属さない土地
	建設仮勘定			
無形固定資産				借地権(地上権を含む。)、ソフトウェア、電話加入権、営業権等(必要に応じて区分して整理することができる。)